

議案第 18 号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会事務局等事務分掌規則中改正)

教育委員会事務局等事務分掌規則の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和 7 年 4 月 17 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（副教育長等）」に改め、同条第 1 項中「部に」を「事務局に副教育長を、部に」に改める。

第 4 条第 1 項中「部長」を「副教育長、部長」に、「並びに課長」を「、課長」に、「部長等」を「副教育長等」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「部長等」を「副教育長等」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の前に次の 1 号を加える。

(1) 副教育長 教育長の補佐及び事務局内の事務の総括管理に関すること。

第 5 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 副教育長

第 8 条教育指導課の部第 8 号中「、保育料」を削り、同部第 9 号中「及び市立幼稚園園児」を削る。

第 15 条博物館運営課の部第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 博物館基金の管理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

副教育長の設置、市立幼稚園廃園等にかかる所要の条文整備等をするため、この規則を改正する。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

(1) 副教育長 教育長の補佐及び事務局内の事務の総括管理に関すること。

副教育長
(部長等)

事務局に副教育長を、

第3条 部に部長を、課に課長を置く。

2 前項に定めるもののほか、部に担当部長及び担当課長を、課に係長及び主査を置くことができる。

3 係長及び主査の配置は、部長が定める。

副教育長、

第4条 部長及び担当部長並びに課長及び担当課長並びに係長及び主査(次項において「部長等」という。)は、それぞれ上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副教育長 部長等の職務は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 部長 部内の事務(担当部長の所掌する事務を除く。)の総括管理に関すること。

(2) 担当部長 部内の事務のうち特に教育長が指定する事項の総括管理に関すること。

(3) 課長 課内の事務の総括管理に関すること。

(4) 担当課長 部内の事務のうち特に教育長が指定する事項の執行管理に関すること。

(5) 係長 課長が指定する係(経常的な事務又は業務の執行単位をいう。以下同じ。)の事務の執行管理に関すること。

(6) 主査 部内の事務のうち特に部長が指定する事項又は係の事務のうち機動性を持たせる必要のある事項の執行管理に関すること。

3 課長は前項の規定にかかわらず、指定した職員に特定事項を処理させることができる。

(職務権限の代理)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定により教育長の指名する委員がその職務を行う場合は、当該職務のうち教育委員会の権限に属する全ての事務の執行を事務局の職員に行わせるものとする。

2 前項の規定により職務を代理する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。

(1) 教育総務部長

(2) 学校教育部長

(3)

(1) 副教育長

(学校教育部)

第8条 学校教育部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育指導課

- (1) 教育課程(特別支援教育、学校保健及び学校体育を除く。)の指導助言に関すること。
- (2) 児童生徒の学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 学校運営の調整に関すること。
- (4) 校外行事及び教材選定の承認に関すること。
- (5) 教育課程の研究委託に関すること。
- (6) 教科用図書に関すること。
- (7) 学則に関すること。
- (8) 授業料、~~保育料~~等に関すること。
- (9) ~~市立高等学校生徒及び市立幼稚園園児~~の募集に関すること。
- (10) 通学路に関すること。
- (11) 学校運営協議会及び学校評議員に関すること。
- (12) 教育研究所との連絡に関すること。
- (13) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (14) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に係る総合調整に関すること。
- (2) 学齢児童生徒の就学に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学手続きに関すること。
- (4) 特別支援教育の教育課程の指導助言に関すること。
- (5) 児童指導及び生徒指導に関すること。
- (6) 学校及び学級経営の支援に関すること。
- (7) 教育相談に関すること。
- (8) 外国籍児童生徒等の支援に関すること。
- (9) 就学の奨励及び援助に関すること。
- (10) 奨学支援金及び交通遺児奨学金の支給に関すること。
- (11) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関すること。
- (12) 教育福祉支援基金の管理に関すること。

保健体育課

- (1) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (2) 学校の環境衛生に関すること。

- (3) 学校保健及び学校体育の教育課程の指導助言に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡に関する事。
- (5) 学校災害の見舞金に関する事。
- (6) 児童生徒の健康の保持増進及び体力の向上に関する事。
- (7) 体育及び保健体育の副読本に関する事。
- (8) 学校体育の研究委託に関する事。
- (9) 学校水泳プールの運営に関する事。
- (10) 学校体育団体の育成に関する事。

学校食育課

- (1) 学校における食育に関する事。
- (2) 学校給食の献立の作成及び物資の調達に関する事。
- (3) 学校給食の衛生管理に関する事。
- (4) 学校給食施設設備の維持管理に関する事。
- (5) 給食費に関する事。
- (6) 学校給食センターの管理に関する事。

第15条 自然・人文博物館の事務分掌は、次のとおりとする。

博物館運営課

- (1) 博物館事業の計画及び調整に関する事。
- (2) 博物館資料の保存及び管理に関する事。
- (3) 博物館資料の収集及び調査研究に関する事。
- (4) 展示、講演会等に関する事。
- (5) 市民等による展示等、調査研究並びに資料の保存及び管理についての指導助言に関する事。
- (6) 学術研究団体等の指導育成に関する事。
- (7) 博物館資料の利用に関する事。
- (8) 博物館事業の広報に関する事。
- (9) その他博物館業務に関する事。
- (9) 博物館基金の管理に関する事。